

## 令和5年度がん検診の受診勧奨策等実行支援事業公募要綱

### 1. はじめに

本公募要綱は、厚生労働省健康局がん・疾病対策課が実施する「令和5年度がん検診の受診勧奨策等実行支援事業」にかかる募集内容を記載したものである。

#### 1.1. 事業の目的

本事業は、令和2年度から令和4年度に実施した「がん検診のアクセシビリティ向上策等の実証事業」において、がん検診受診率向上効果が実証され、令和4年度末にとりまとめられる予定の「がん検診のアクセシビリティ向上策等の実証事業マニュアル（仮）」（以下「マニュアル（仮）」という。）に収載された受診勧奨策を市町村（特別区を含む。以下同じ。）が主体的に実施できるよう支援することで、がん検診受診率の向上を図ることを目的とする。

### 2. 事業の内容

市町村及び都道府県のがん検診担当者を対象として、研修会の実施等を行う。

#### 2.1. 研修会開催前の調整

- ・ 令和4年度末にとりまとめ予定の「がん検診のアクセシビリティ向上策等の実証事業」の実施に関与し、受診勧奨策の知見を有している、厚生労働省の指定する有識者と意見交換できる体制を整えた上で、「マニュアル（仮）」の内容を都道府県及び市町村が理解・実装できるよう、有識者の意見及び助言を踏まえて、研修会を企画する。
- ・ 2.2に則り、各都道府県担当者と協力して、研修会の開催時期、開催方法、市町村担当者の参加等に関する調整を行う。
- ・ 調整結果については、研修会開催前に厚生労働省担当官に報告する。

#### 2.2. 研修会の開催方法等

- ・ 研修会は、原則として、5月～6月の間に1回（1回目）、8月～9月に1回（2回目）、1月後半～2月の間に1回（3回目）実施することとする。この場合、応募者は最も効果的と考えられる研修方法を事業計画において提案すること。なお、研修会の開催時期については、各市町村のがん検診実施状況等に応じて調整することができる。
- ・ 研修会の受講者は、全都道府県及び全市町村のがん検診担当者とするが、受講することのできない自治体がある場合には、事前に厚生労働省担当官と対応を協議する。

### 2.3. 研修会（1回目）の開催

- ・ 「マニュアル（仮）」について、有識者の協力の下、研修会受講者に講義を行い、受講後、各市町村がそれぞれの健康課題等に応じた受診勧奨策の計画を立案することができるようにする。

### 2.4. 研修会（1回目）開催後

- ・ 各市町村は、1回目の研修会での内容を踏まえ、それぞれの健康課題等に応じた計画を立案する。
- ・ 有識者の協力の下、研修会受講者からの問い合わせに対応できる体制を、都道府県と連携し、構築する。

### 2.5. 研修会（2回目）の開催

- ・ 研修会（1回目）の開催後、市町村が計画し、または実施した受診勧奨策の内容（以下「計画等の内容」という。）について、各市町村が発表し、市町村間で共有する場とする。

### 2.6. 研修会（2回目）開催後

- ・ 市町村が作成した計画等の内容を一覧性のある自治体向けの参考資料としてとりまとめ、それらを都道府県及び市町村に共有する。また、有識者の協力の下、研修会受講者からの問い合わせに対応できる体制を、都道府県と連携し、構築する。

### 2.7. 研修会（3回目）の開催

- ・ 市町村が作成した計画等の内容を集計・整理し、それらを市町村に共有し、相互に最終確認を行う。受託者は、各市町村の次年度以降の受診勧奨策の実施に資するよう、計画等の内容について改善点等を助言する。

### 2.8. その他

- ・ 本事業を遂行するにあたり、事業内容に変更等の必要が生じた場合には、速やかに厚生労働省担当官に相談すること。

## 3. 応募に関する諸条件等

### 3.1. 応募資格者

以下のすべての要件を満たす法人格を有する団体とする。

- ・ 過去5年間に国若しくは地方公共団体からのがん検診に関する業務の受

託実績があること又は過去5年間に参加者が200人以上の規模のがん検診に関する啓発イベント若しくは研修の開催実績があること。

- ・暴力団等に該当しないこと。

#### 4. 経費の負担

##### 4.1. 委託費について

別に定める「がん検診の受診勧奨策等実行支援事業交付要綱」に基づいて行う。なお、対象経費は諸謝金、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、雑役務費、使用料及び賃借料、会議費、賃金、委託費の予定である。

##### 4.2. 委託額

35,953千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

#### 5. 留意事項

- ・ この事業を推進するに当たっては、関係機関等と密接な連携を取り、事業の円滑な実施を図るものとする。
- ・ この事業により収集した個人情報等の取り扱いについては、関係規程等を遵守し、十分配慮して取り扱うものとする。
- ・ 本事業は、令和5年度予算案に計上しているものであり、予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に公募の手続きを行うものである。事業実施者の選定や予算の執行は、令和5年度予算の成立が前提であり、予算の成立以前においては、選定予定者の決定となり、予算の成立等をもって選定とすることとする。

#### 6. 応募方法

2、3、5に掲げる内容を含んだ事業計画書を別紙様式等により作成し、以下に定める提出期限内に書面により各1部提出すること。

##### 7.1. 提出書類

- ・ 事業計画書（様式1）
- ・ 本事業計画立案の考え方が分かる資料（任意様式）
- ・ 団体概要（様式2）
- ・ 事業計画（様式3）
- ・ 所要額内訳書（様式4）  
※第三者への委託の有無（有の場合は、あわせてその業務内容及び予定している委託先）を付記すること。

- ・ 事業実施スケジュール（様式5）
- ・ 過去5年間に、複数の地方公共団体からのがん検診に関する業務の受託実績があることが分かる資料（任意様式）
- ・ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式6）

#### 7.2. 提出方法・提出先

郵送とする。なお、郵送をした際には問い合わせ先にその旨電話で連絡すること。

#### 7.3. 提出期限

令和5年3月27日（月） 17:00 必着

#### 7.4. 提出に当たっての注意事項

- ・ 提出された書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返却も行わない。
- ・ 一者あたり書類は1種類とし、2種類以上の提出はできない。
- ・ 虚偽の記載をした書類は無効とする。
- ・ 書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ・ 書類はA4版、日本語で作成すること。
- ・ 電話による質問、ヒアリング及び追加資料の提出を求める場合があるので、その場合は速やかに対応すること。
- ・ 書類に使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

#### 8. 採択方法

応募のあった事業については、厚生労働省が設置する有識者の委員会が書類等について審査（必要に応じてオンラインによるヒアリング）を行い、事業の目的に合致し、最も評価の高い書類等を提出した一者を選定し、採択事業者を決定する。

審査終了後、採択の可否及び国庫補助基準額について通知を行う。

#### 9. 交付申請

採択決定の通知を受理した団体は、別に定めるところにより、交付申請書を厚生労働省に提出すること。

#### 10. 事業実績報告書

国庫補助の対象となった民間団体においては、事業完了後、別に定める事業実績報告書を作成し、その他の成果物とともに令和6年4月10日までに厚生労働省に提出すること。

なお、本事業を実施した団体に対して事業の実施期間中又は事業完了後に必要に応じて事業の遂行状況等の調査を実施することがある。

成果物には本事業で実施したことが分かるような表記等を行うこととする。

#### 11. 知的財産等

- ・ 本件により作成、変更、更新されるドキュメント類及びプログラム等の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む）は、受託者が本件の従前より権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ書面にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、厚生労働省が所有する等現有資産を移行等して発生した権利を含めてすべて厚生労働省に帰属するものとする。
- ・ 本件により発生した権利について、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。
- ・ 本件により発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受託者は原著作物の著作者としての権利を行使しないものとする。
- ・ 本件により作成、変更、更新されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合は、事前に担当職員へ報告し、承認を得ること。
- ・ 本件により第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら厚生労働省の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、厚生労働省に係る紛争の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずる。

#### 12. 秘密の保持

本事業に携わる者（当該事業から離れた者も含む。）は、プライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がなく事業の実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### 13. 資料の閲覧

事業計画書の作成等に際して、閲覧資料の閲覧を希望する場合は、守秘義務に関する誓約書を提出の上、厚生労働省の定める期間、場所及び方法において閲覧を許可する。

- ・ 閲覧期間は、令和 5 年 3 月 20 日（月）午後 1 時から令和 5 年 3 月 24 日（金）

午後5時までとし、閲覧時間は、開庁日の午前11時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、閲覧場所は健康局がん・疾病対策課内とする。

- ・ 閲覧した資料の内容は、本事業においてのみ用いるものとし、厚生労働省の許可なくそれ以外の用途で用いてはならない。本事業の契約終了後においても同様とする。

閲覧資料：がん検診のアクセシビリティ向上策等の実証事業マニュアル（仮）

〈本件に係る問い合わせ先・計画書の提出先〉

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康局がん疾病対策課

TEL 03-5253-1111（内3827）

MAIL : [mhlw-cancer@mhlw.go.jp](mailto:mhlw-cancer@mhlw.go.jp)